

(様式第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

平成30年4月3日
福岡県豊前市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無			
○				篠瀬、戸符、中畑 岩屋、小谷	無	平成27年度～平成30年度	岩屋集落保全会	変更内容： 活動計画の拡充